

2015年度 法人事業報告

社会福祉法人 いちにわたけのこ会

1. 2015年4月からの「子ども・子育て支援新制度」への対応と「法人大綱」作成の取り組み

1) 新しい制度が始まった当初は内容が不透明で、どうなるのかわからず推移を見守る状況であったが、1年たった結果は、国からの運営費収入が約1700万円増え、市からの補助金については当初500万円程度の減額となったが、年度末になり変更がありおおよそ前年度と同じ水準となった。国からの運営費が増えたことで職員の処遇を改善するための財源ができた。次年度に職員の処遇改善を進める。

また、当法人としては「認定子ども園」には移行せず、児童福祉法24条1項に基づく保育園として運営していくことを決めているが、今後もこの立場で活動していく。

2) 社会福祉や保育をめぐる情勢が大きく変わりつつある中で、法人としての「立ち位置」を明確にし、法人として今後進むべき方向を明らかにすることが中長期的な観点から必要になっている。このため「法人大綱」の策定を方針として掲げたが他の課題（新制度への対応、職員の処遇改善、諸規程の見直し、退職職員の有休休暇取得問題など）に追われ取り組みなかった。次期以降の課題とする。

2. 職員給与など労働諸条件の見直し

- ・保育をめぐる情勢は大きく変わりつつあり、その中で「保育士の確保」が大きな重要な課題になってきている。安定して長く働き続けられるような労働条件を整備していくことが「人」の確保につながるとの考え方のもと、給与面では月額給与で2号俸（5000円）のアップ（従来は毎年2500円アップ）をおこなった。さらなる給与改善は次期の大きな課題である。
- ・職員から強い要望のあった労働時間短縮について検討を行い、1日8時間から7時間30分へ30分の時間短縮を2016年4月から実施することとした。また、退職職員の有休休暇の取得についての問題を契機に有休を取り易い労働条件の整備にも着手した。

3. 法人・園の諸規程の見直し

設立以来丸10年が経過し現状に合わなくなった規程などの見直しを前年度より進めているが、今年度は以下の規程について改定した。

「ゆめっこ保育園運営規程」の新設、「職員給与規程」の見直し（新卒者の初任給のアップ、事務手当の新設—実施は4月1日から）、「旅費規程」の改定、「稟議・決裁に関する規程」の新設（実施は4月1日から）、「就業規則」の改定（30分の時間短縮、実施は4月1日から）。引き続き次期以降も取り組んでいく。

4. 法人としての社会貢献活動の展開

- 16年3月31日社会福祉法が改定され「社会福祉法人改革」の一環として「地域公益活動」が義務付けられた。地域貢献の1つとして地域のニーズも高い「一時保育事業」に従来力を入れてきているが、それ以外にも何か地域への貢献活動はできないか検討を進めてきた。具体的に何ができるのか引き続き検討を進める。

5. 手狭な事務室、備品・書類の保管問題の根本的な解決のための倉庫・事務スペースの確保の検討

- 16年3月に園の南側にある空き家の持ち主から賃貸したい旨の申し入れがあり検討したが、使えるようにするためのイニシャルコストを考えると、同じ南側にある有料トランクルームを賃借した方がいつでも解約できるなど使い勝手がいいことから、トランクルームを借りる方向で検討することにした。

以上